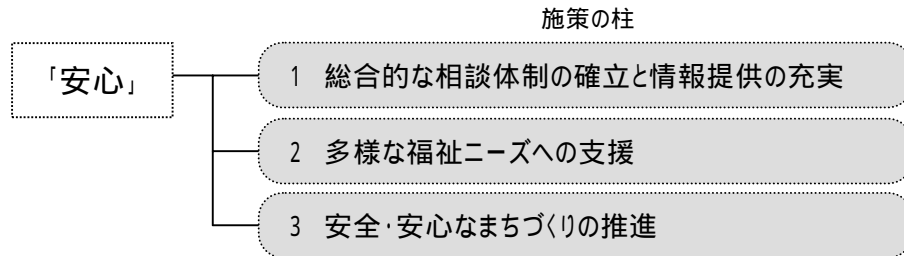


第4章

施策の方向

《地域福祉のコンセプト 1》 「安心」



基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域で、家族や仲間といきいきと暮らしていくためには、“安心”を実感できる環境づくりが不可欠です。

そのためには、心配ごとや町・社会福祉協議会が実施しているサービスについて、気軽に相談することができたり、必要な情報をいつでも入手できることが必要です。

一方、地域には子どもから高齢者、障がいのある人をはじめ、世帯構成や生活環境の違いなど、さまざまな人が一緒に暮らしていますが、何らかの支援を必要としている人も少なくないのが実情です。こうした人たちが、いつまでも“安心”して暮らしていけるようにするためには、地域で共に暮らす人たちの見守りや支え合いの意識が重要となっています。

また、災害対策や防犯活動の充実、暮らしやすいまちづくりを進めることも、安心づくりにつながる重要な要素と考えられます。

こうした観点から、基本理念の実現を目指す地域福祉のコンセプトの1つ目として『安心』を掲げ、総合的な相談体制の確立と情報提供の充実、多様な福祉ニーズへの支援、安全・安心なまちづくりの推進を基調とした施策を展開していきます。

施策の展開によって期待される効果

- 自分や家族等に必要な各種制度や福祉サービスを利用することができます。
- 地域での支え合いや助け合いの意識が高まります。
- いざという時に必要な支援を受けることができたり、誰もが暮らしやすいまちとなります。

1 総合的な相談体制の確立と情報提供の充実

(1) 総合的な相談体制の確立と連携強化

現状と課題

町では総合相談室を設け、日常生活での悩み事や疑問など住民の多様な相談に応じています。保健福祉分野については、担当課の窓口をはじめ、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健センター、地域子育て支援センター等の機関で相談を行っているほか、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、相談支援事業も平成18年度より実施しています。

社会福祉協議会では、重要主要施策に福祉総合相談事業を掲げ、福祉に関する事や悩みごと・心配ごとなどの多岐にわたる分野の相談を週5日実施しています。

また、町では暮らしの悩み全般についての相談や、将来増加が予想される高齢者福祉の業務に対応できるよう福祉や介護関連の部署を集中させ、相談から行政サービスの手続きまでを1か所で済ますことができる「総合相談センター」の開設を平成19年度に予定しています。

一方、地域では民生委員・児童委員(75人)、主任児童委員(3人)、身体障害者相談員(4人)、知的障害者相談員(1人)、精神障害者家族相談員(1人)、保健委員(48人)が活動しており、福祉制度や日常生活に関わる相談を受けるとともに、必要な援助や指導を行っています。

こうした中、町民アンケート調査結果では、日々の生活で悩みや不安を感じていることについて、「特に悩みや不安はない」と回答した人は全体の1割強に留まり、残りの8割を超える人は何らかの悩みや不安をもっています。具体的な内容としては、「自分や家族の健康のこと」を挙げる人が全体の6割近くに上るほか、「自分や家族の老後のこと」が5割弱を占めており、「健康」と「老後」が住民にとって生活上の悩み、不安となっている状況が伺えます。

さらに、困ったときに助け合えるまちのイメージについては、「どんな問題でも相談できるところがある」ことが第1位に挙げられ、多くの住民が相談機能の充実を強く求めています。

これらを踏まえ、一人ひとりの多様な悩みや専門化する相談内容に対応するために、各相談窓口における専門職の配置など資質の向上や、ワンストップで対応ができる体制を検討します。

また、関係機関や地域の相談員との連携をより強化する必要があるとともに、誰もが気軽に相談ができる体制の整備と雰囲気づくりが重要となっています。

図 日々の生活で悩みや不安を感じていることについて(町民アンケート調査結果)

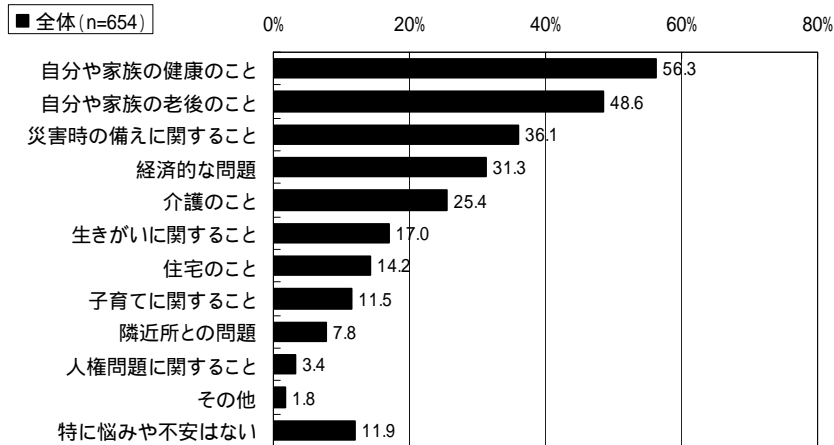
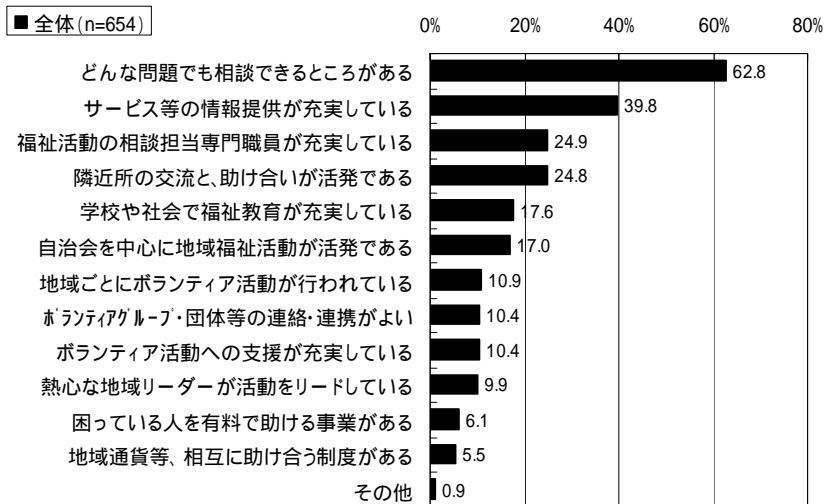


図 困ったときに助け合えるまちのイメージについて(町民アンケート調査結果)



町における施策の方向

相談対応の充実

重点方向2

- 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健センター、地域子育て支援センター、各担当課窓口等で相談にあたる職員の資質向上とともに、積極的に地域へ出向いての対応など、気軽に相談できる体制づくりを進めます。
- 虐待（子ども・高齢者）、ドメスティック・バイオレンス、子育て、介護、障がい、介護予防、健康づくり、教育など、多岐に渡る相談や支援に総合的に対応できるよう、情報の収集や専門機関との連携強化に努めます。

相談体制のネットワーク化

- 個人情報の保護に留意しながら、庁内関係課、社会福祉協議会、関係機関等との相談内容の共有化やネットワークの構築による迅速な支援に繋がります。

身近な相談体制の確保

重点方向2

- 民生委員・児童委員や各種相談員の活動をより強化するために、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援していきます。

相談窓口の周知

重点方向2

- 各種相談窓口一覧などの情報を「広報ながいずみ」やホームページ、住民が多く集まる地域の集会施設や商業施設等に掲載し、相談窓口の利用を促進します。

利用者本意の視点に立った相談体制の整備

重点方向2

- 関係する専門機関との地域包括支援ネットワークづくりに取り組むとともに、相談者が極力一つの相談窓口で多様なニーズに応じた的確な対応を受けることができるよう「総合相談センター」を設置し、相談体制を強化します。
- インターネットが持つ双方向性の機能を利用した相談や指導の実施など、情報通信技術を活用した相談体制の整備についても研究に取り組みます。

社会福祉協議会における施策の方向

総合相談の充実

重点方向2

- 住民の暮らしに密着した相談事業を推進する観点から、相談にあたる職員の資質向上や専門機関との連携を強化し、総合相談のさらなる充実に努めます。
- より身近な場所での相談が可能となるよう、公民館や集会施設等を活用した出張相談の実施についても検討していきます。

《具体的な事業》

福祉総合相談事業

相談体制のネットワーク化への参画

- 個人情報保護に留意しながら、町や関係機関等との相談内容の共有化を図るとともに、身近な相談機関の1つとしてネットワークづくりに参画します。

関係機関・団体等の活動支援

重点方向2

- 研修や情報提供の強化など、民生委員・児童委員、当事者組織 行う活動を支援し、地域における相談機能の充実に促進します。

《具体的な事業》

福祉団体事業

地域で気軽に相談できる人材の育成

重点方向1

重点方向2

- 福祉についての知識と理解を深めるとともに、福祉の現状などを学習する機会として総合福祉講座を開催し、身近な地域で福祉について気軽に相談できる人材を育成します。

《具体的な事業》

総合福祉講座

住民や地域等に期待する役割

〈住民一人ひとり、家庭〉

- 相談窓口の理解を深め、積極的に利用しましょう。
- 社会福祉協議会等が実施する福祉学習に参加しましょう。

〈地域、当事者組織〉

- 福祉について話し合う機会をつくりましょう。
- 民生委員・児童委員やボランティア等の活動を支援したり、福祉について気軽に相談できる人材を育成しましょう。
- 会員相互の情報交換を進めるとともに、町や関係機関が実施する研修等に参加しましょう。

(2) 情報を届ける仕組みの充実

現状と課題

町では、「広報ながいずみ」を月2回発行するとともに、ホームページ、FM放送広報、ケーブルテレビ放送広報、また各部署・機関独自の広報等も実施しています。社会福祉協議会においても、「福祉ながいずみ」の発行(年7回)やホームページ、リーフレット等を通じて、福祉情報の提供に努めています。「広報ながいずみ」、「福祉ながいずみ」、「議会だより」については、視覚に障がいのある人への情報提供を進めるために、ボランティアの協力を得て、“声の広報”の発行も実施しています。

こうした中、町民アンケート調査結果では、福祉サービスに関する情報の入手方法について、町の「広報ながいずみ」が約8割を占め最も高く、次いで社会福祉協議会の広報「福祉ながいずみ」が4割強となるなど、町や社会福祉協議会の広報誌が重要な役割を担っている様子がみられます。

一方、困ったときに助け合えるまちのイメージでは、「サービス等の情報提供が充実している」が約4割(第2位)を占めるとともに、社会福祉協議会の活動で今後期待する分野でも、「福祉に関する情報の発信」への回答が4割弱(第2位)に達するなど、住民の情報ニーズの高さが伺えます。

一方、関係団体等インタビュー調査では、“たくさんの情報が入手可能な時代ではあるが、それが活かされていない”、“高齢者や障がい者の中には視力が弱く内容が読めない人もいる”、“アパートやマンションに住んでいる高齢者の転入者は近所付き合いも少ないので、情報提供を積極的に行う必要がある”との意見があがっています。

また、地域懇談会(タウンミーティング)でも、“すべての人が平等に福祉を享受できるよう、制度やサービスの情報提供方法の工夫が必要”、“制度やサービスのことを知らない人が多いので、公民館等に情報を掲示してはどうか”といった意見もみられます。

近年、生活に関係するさまざまな制度改正等が実施され、これに伴い町や関係機関から提供する情報は増加傾向にあります。情報を一方的に“流す”だけでは、確実に住民に届いているとは言えません。高齢者や視力・聴力に障がいのある人のことを考えた場合、音声、点字、手話などによる多様な手法を用いた情報の伝達に加え、民生委員・児童委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが必要であるとともに、情報の内容については、子どもから高齢者、障がいのある人まで、情報を利用する側の視点での工夫も求められています。

図 福祉サービスに関する情報の入手方法 (町民アンケート調査結果)

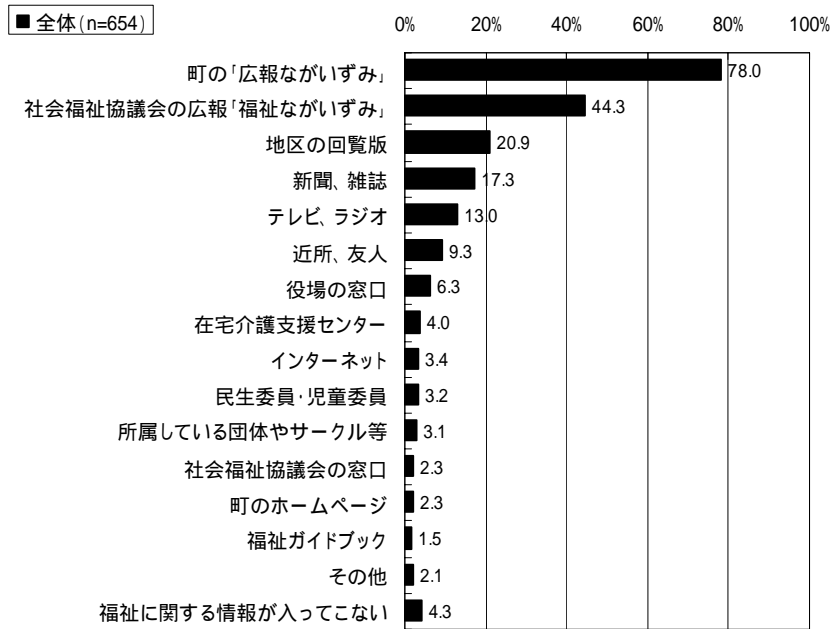
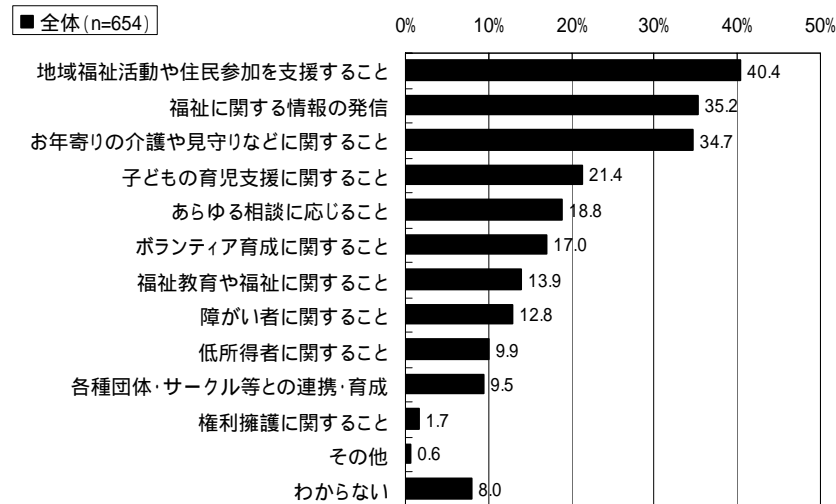


図 社会福祉協議会の活動に対する期待 (町民アンケート調査結果)



町における施策の方向

| | |
|---|---|
| <p>「広報ながいずみ」やホームページ等による情報提供の充実 重点方向2</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「広報ながいずみ」やホームページに掲載する情報内容の充実とともに、ケーブルテレビ、FM放送、電子メール（パソコン・携帯電話）の活用など、多様な方法による情報提供を進めます。 |
| <p>情報ニーズの把握・分析 重点方向2</p> | <ul style="list-style-type: none"> 庁内における情報提供の連携を強化するとともに、相談や問い合わせ件数等を分析し、分かりやく的確な情報の提供を実施します。 町政モニターとの連携を図りながら、「広報ながいずみ」やパンフレット等を作成する際に、住民が積極的に関わる仕組みを検討していきます。 |
| <p>自治会、民生委員・児童委員や相談員を通じた情報提供の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> 自治会、民生委員・児童委員や各種相談員への情報提供を強化し、地域での情報提供活動を支援していきます。 |
| <p>対話型情報提供の推進 重点方向2</p> | <ul style="list-style-type: none"> 住民の要請に応じて、町職員が講師となり地域に出向き、行政の取り組み状況を説明したり、専門知識を活かした講座を実施することにより、住民の学習機会の拡充を図るとともに、町政に対する理解を深め、長泉町のまちづくりを推進することを目的に「ふれあい出前講座」を実施します。 必要に応じて、地域懇談会（タウンミーティング）や専門職による教室・講演会等を開催します。 |
| <p>情報公開の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努め、説明責任の徹底を図ります。 |
| <p>情報提供におけるユニバーサルデザインの視点導入</p> | <ul style="list-style-type: none"> 今後、住民の利便性の向上を目的に推進される行政サービスの電子化（電子申請等）にあたっては、高齢者や障がいのある人等も利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点で整備するよう努めます。 |

社会福祉協議会における施策の方向

情報提供機能の充実

重点方向2

- 町との情報提供に関する役割分担のもと、「福祉ながいずみ」やホームページに掲載する情報内容の充実とともに、分かりやく的確な情報の提供に努めます。
- 地域における福祉活動やボランティアの活動状況を積極的に紹介したり、地域や関係機関・団体等が行う活動に役立つ情報の提供など、情報ステーションとしての機能を整備します。
- 当事者組織やボランティア等の協力を得ながら、生活に必要な情報を利用者の視点から分かりやすく整理・要約し、情報提供の場面で活用していきます。

《具体的な事業》

「福祉ながいずみ」発行事業、ホームページ運営事業、視覚障がい者情報提供事業

対話型情報提供の推進

重点方向2

- 地域で福祉懇談会等を定期的に開催し、対話型情報提供を推進します。

《具体的な事業》

小地域福祉活動推進事業

住民や地域等に期待する役割

(住民一人ひとり、家庭)

- 町、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- 自分が欲しい情報を情報提供機関に伝えましょう。

(地域、当事者組織)

- ひとり暮らし高齢者、障がいのある人、母子家庭など、情報が入手しづらい人への支援に取り組みましょう。
- 会員への情報提供を積極的に進めましょう。